

令和5年度「狛江市市民公益活動事業補助金」対象事業募集

市民公益活動を 支援します！



狛江で頑張る団体を応援したい！
狛江市で活躍する市民のための活動を支援します！

スタート補助金 5万円まで（総額20万円）

※設立3年以内の新しい団体向けの補助金

チャレンジ補助金 20万円まで（総額140万円）

※さらなるステップアップを支援する補助金・年度ごとに3回まで申請できます。

＜申請期間＞ 令和5年4月3日（月）から 5月8日（月）まで

＜申請書類＞ 市ホームページよりダウンロードまたは市役所4階政策室窓口等で配布

＜申請・問い合わせ＞ 狛江市政策室市民協働推進担当

電話：03-3430-1164.

メール：kyodot@city.komae.lg.jp



狛江市市民公益活動事業補助金

ページはこちらから。

デザイン協力：市民参加と市民協働に関する審議会委員 深谷慎子（持木工房）

支援対象となる市民公益活動とは？

〔対象団体〕

補助対象団体は、次の条件を満たす団体です。

- (1) 市民が自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体
- (2) 営利活動を行わない団体
- (3) 宗教・政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としない団体
- (4) 次のいずれかに当てはまる団体
 - ア 狛江市に住所がある役員がいる団体
 - イ 事務所、活動拠点又は活動範囲に狛江市を含む団体

ただし、以下の場合は補助対象外となります。

- 狛江市で実施している他の補助金等の交付対象となり得る事業。
- スタート補助金
 - ・ 4月1日時点で、設立した日の翌日から起算して3年を経過している団体
 - ・ 過去にこの補助金の交付を受けたことがある団体
- チャレンジ補助金
 - ・ 平成27年度以降に3回交付を受けた団体

〔評価項目〕

- (1) 先駆的であり、将来性のある事業であるかどうか。
- (2) 市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業であるかどうか。
- (3) 事業計画及び収支予算に現実性があり、自己資金確保に努めるなど、自助努力の工夫がなされているかどうか。
- (4) 事業の実施により相当の効果が期待できるかどうか。
- (5) 事業を行う団体が、将来自立して活動できる可能性が期待できるかどうか

〔選考方法〕

5月28日（日）狛江市防災センターで行う選考会で、スタート補助金申請団体は書類選考、チャレンジ補助金申請団体は公開プレゼンテーションを行い、その結果をもとに市が交付決定を行います。

*交付決定日以降から令和6年3月31日までに事業を実施することが条件です。

〔募集要領・申請書類〕

市ホームページ：「ホーム」⇒「市政情報」⇒「参加と協働のひろば」

⇒「狛江市市民公益活動事業補助金（スタート・チャレンジ補助金）」

狛江市

市民公益活動事業補助金

令和5年度募集要領

狛江市 企画財政部 政策室

申請期間

4月3日(月)～ 5月8日(月)

申請書は狛江市ホームページからダウンロードできます

<https://www.city.komae.tokyo.jp/>

市ホームページはこちらから→



ホーム>市政情報>参加と協働のひろば>狛江市市民公益活動事業補助金

申請先

狛江市政策室市民協働推進担当

〒201-8585

狛江市和泉本町1-1-5

メール：kyodot@city.komae.lg.jp

※メールでの提出にご協力ください。

目次

1.	市民公益活動事業補助金とは？	1
2.	申請方法	3
	申し込み	3
3.	選考	4
4.	補助の決定	6
	請求書の提出	6
	補助事業の名称表示	6
	補助事業の進捗状況の報告	6
	事業内容の変更、辞退	6
5.	事業終了後の手順	7
	事業報告書の提出	7
	領収証の注意事項	7
	領収証貼付台紙　記入例	9
	補助金額の確定	10
6.	申請から事業報告までの流れ	11
	様式記入例	12

1. 市民公益活動事業補助金とは？

[補助の目的・内容]

市民公益活動事業補助金は、狛江市で市民公益活動（※）を行う団体の成長・発展を図ることを目的として「先駆的な活動」や「特色ある活動」等を行う団体の事業に対し、その経費の一部について市が財政支援を行っています。

（※）「市民公益活動」とは・・・

- ・「市民が自主的・自発的に行う不特定多数のものの利益の増進に寄与すること（団体の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となること）を目的とした活動」のことをいいます。
- ・「営利・宗教・政治および公益を害するおそれのある活動」や「サークル活動や趣味的な活動など」団体の構成員だけの利益となるような活動は対象外です。

[補助金の種類]

①スタート補助金 1団体あたり上限額5万円（総額20万円まで）
※設立3年以内の新しい団体向けの補助金

②チャレンジ補助金 1団体あたり上限額20万円（総額140万円まで）
※活動の基盤がある程度できており、さらなるステップアップを支援する補助金

[補助の対象]

<対象団体の条件>

補助対象となる団体は、次の条件を満たす団体です。法人格の有無は問いません。

- (1) 市民が、自主的かつ自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う団体
- (2) 営利活動を行わない団体
- (3) 宗教・政治及び公益を害するおそれのある活動を目的としない団体
- (4) 次のいずれかに当てはまる団体
 - ア 狛江市に住所がある役員がいる団体
 - イ 事務所、活動拠点又は活動範囲に狛江市を含む団体

<対象外>以下の団体は補助対象外となります。

◆スタート補助金

- ①申請年度の4月1日時点で、設立した日の翌日から起算して3年を経過している団体
- ②過去にこの補助金の交付を受けたことがある団体

◆チャレンジ補助金

- ①平成27年度から令和4年度までに3回の交付を受けた団体

＜対象事業の条件＞ ※1 団体あたり 1 事業まで

補助対象となる事業は、次の条件を満たす事業です。

- (1) 狛江市内で行われる市民公益活動事業
- (2) 交付決定日以後に実施される事業
- (3) 次のいずれかに当てはまる事業
 - ア 先駆的であり、将来性のある事業
 - イ 市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業
- (4) 単年度で完了する事業

※ただしチャレンジ補助金については、年度ごとの申請と選考により 3 年を超えない範囲で補助対象事業とすることができます。

＜対象外＞以下の事業は補助対象外となります

狛江市で実施している他の補助金等の交付対象となる事業

※狛江市以外の補助金を受ける際にはあらかじめ政策室にご連絡ください

[対象となる経費]

補助対象となる経費は団体が申請した事業費ですが、次にあてはまる経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

＜対象外＞

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 団体の構成員（※1）の食糧費
- (4) 団体の構成員の人工費等（※2）

※1 「構成員」とは団体の役員及び会員のことをいいます。

※2 「人工費等」とは給与のほか、報酬・報償等も含みます。ただし、交通費等の費用弁償は含まれないものとします。

対象となる経費の例	対象とならない経費の例
<ul style="list-style-type: none">・会場設営撤去費・看板作成費・事業保険料・臨時アルバイト費・来場者に配布する景品代・アンケートや調査のための郵送費・団体構成員以外の講師や協力者等に対する謝礼・ポイントがつくカード（クレジットカード等）で購入した場合は、ポイント数が明示できれば、ポイント分を差し引いた金額が補助対象となります（ただし、ポイント数が明示された領収証等の提出が必要です）。	<ul style="list-style-type: none">・パンフレット制作費・事業用消耗品費・事業用物資の運搬費・会場の使用料・会議の茶菓子代・加入団体への会費・事務局員の人工費・事務所の家賃や光熱水費・団体構成員に支払う講師謝礼・ポイントがつくカード等（クレジットカードなど）で購入し、ポイント数が明示された領収証等が提出できないもの。・慰労会費・税金の支払い

2.申請方法

[申し込み]

○提出先 狛江市政策室市民協働推進担当

※メール（kyodot@city.komae.lg.jp）での提出にご協力ください。

○申請期間 4月3日（月）から5月8日（月）まで

○提出書類

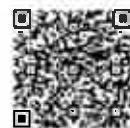
<スタート補助金>

- ①市民公益活動事業補助金（スタート補助金）申請書（様式第1号）
- ②団体概要書（様式第2号）
- ③事業計画書（様式第3号）
- ④補助申請をする事業の収支予算書（任意様式）
- ⑤団体の令和5年度収支予算書（任意様式）
- ⑥団体の定款または会則等（任意様式）
- ⑦団体構成員名簿（任意様式）
- ⑧その他参考となる書類（NPO 法人の場合は貸借対照表も添付）

<チャレンジ補助金>

- ①市民公益活動事業補助金（チャレンジ補助金）申請書（様式第4号）
※交付要望額は1万円単位でご記入ください。
- ②事業計画書（様式第3号）
- ③補助申請をする事業の収支予算書（任意様式）
- ④団体の令和5年度収支予算書（任意様式）
- ⑤団体の定款または会則等（任意様式）
- ⑥団体構成員名簿（任意様式）
- ⑦その他参考となる書類（NPO 法人の場合は貸借対照表も添付）

各種様式は市ホームページからダウンロードできます →



URL <https://www.city.komae.tokyo.jp/>

ホーム>市政情報>参加と協働のひろば>狛江市市民公益活動事業補助金

3.選考

[選考]

<スタート補助金申請団体> ⇒書類選考＆選考会

申請時に提出していただく書類によって選考会において選考を行います。
※事前に選考委員による事業内容等に関する質問があります（政策室よりメール等でご連絡します）。
※公開プレゼンテーションへの参加は必要ありません。

<チャレンジ補助金申請団体> ⇒公開プレゼンテーション＆選考会

団体が申請した事業計画を説明する場として、公開プレゼンテーションを行っていただきます。チャレンジ補助金申請団体は、この公開プレゼンテーションにより選考を行いますので必ずご参加ください。

※当日は写真の撮影や録音等する場合があります。不都合のある団体は事前にお申し出ください。

[公開プレゼンテーション]

○開催日・場所

令和5年5月28日(日)・狛江市防災センター3階会議室

※開始時間等の詳細は申請団体に別途通知します

○持ち時間

1団体につき10分のプレゼンテーション後、選考委員より10分程度質問があります。ただし、応募数により時間が変更となる場合があります。

公平性を期すため、持ち時間は厳守していただきます。

○説明内容

過去の実績等をアピールするのではなく、申請事業の特徴・必要性・有効性・公益性等をアピールしてください。

※前年度からの継続事業で申請を行う団体は、前年度の事業成果も評価されますので、前年度の事業が適切・効果的に実施されたかについてもアピールしてください。

○説明方法

- ・口頭で説明していただきます。
- ・ホワイトボード・プロジェクター（市で用意）を利用した説明も可能です。
- ※PC等を使用する団体は申請時にお申し出ください。事前に使用するデータを提出していただきます。
- ・準備にかかる時間は持ち時間に含みません。
- ・プレゼンテーション当日に団体から選考委員等への書類の配布はできません。事前に提出した事業計画書等の内容に基づいた説明を行ってください。

[選考会]

公開プレゼンテーション終了後、選考委員による選考会を開催します。スタート補助金も選考会で評価を行います。申請団体の出席は必要ありません。

[選考委員]

「泊江市市民参加と市民協働に関する審議会」の委員及び経験者（7名以内）

[選考方法]

1. 各選考委員による評価

選考委員は、各団体の申請書類およびプレゼンテーション（チャレンジ補助金申請団体のみ）を審査して、次の5項目についてそれぞれ5段階（1～5点）の評価点をつけます。

- (1) 先駆的であり、将来性のある事業であるかどうか。
- (2) 市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業であるかどうか。
- (3) 事業計画及び収支予算に現実性があり、自己資金確保に努めるなど、自助努力の工夫がなされているかどうか。
- (4) 事業の実施により相当の効果が期待できるかどうか。
- (5) 事業を行う団体が、将来自立して活動できる可能性が期待できるかどうか。

＜チャレンジ補助金申請団体のうち、前年度からの継続事業で申請を行う団体＞
上記に加え、次の2項目についても5段階（1～5点）の評価点をつけます。

- (1) 前年度の補助事業が適切・効果的に実施され、当初の目的が達成できているかどうか。
- (2) 前年度の事業を踏まえ、新しい事業展開が見られるかどうか。

1項目、1～5点のうち、真ん中の3点を全ての項目に全ての委員がつけた場合の点数が基準点となります。※（ ）は継続事業の数値

- (1) 選考委員1人あたりの基準点：3点×5（7）項目＝15（21）点
- (2) 選考会全体の基準点：15（21）点×選考委員数

2. 協議

基準点を参考に選考会において協議を行います。

※上記（2）の基準点以上であれば減額なしの採択となります。

ただし、事業予算に対象外経費が含まれる場合や、過剰な予算計上等がある場合については減額することがあります。

※当補助金には予算限度額があることから、（2）の基準点を上回った場合でも申請額の100%の交付にならないことがあります。

※（2）の基準点を満たしていない場合でも、事業内容等に条件を付すことにより申請額から減額して採択することもあります。

4. 補助の決定

[交付（不交付）の決定]

選考会終了後、選考結果を市長に報告します。この結果に基づき交付の可否及び交付額を正式に決定（6月中）し、交付決定通知書もしくは不交付決定通知書を団体に送付します。選考結果については市ホームページ等で公表します。

[請求書の提出]

選考の結果、交付対象団体と決定された団体は、請求書（市定型書式）を政策室に提出していただきます。補助金の交付は口座振込で行います。

事務処理上、請求書の提出から口座振込完了まで 10 日間程度かかります。

※交付決定前に支出された経費については当補助金の対象となりません。

[補助事業の名称表示]

補助事業を行う際は、**狛江市市民公益活動事業補助金（スタート補助金・チャレンジ補助金）を活用した事業である旨の表示**を下記のとおり行ってください。

表示の大きさ、色は特に定めませんが誰が見ても容易にわかるようにパンフレット・ポスター及び成果物（冊子・動画等）に表示してください。

表示する文面

令和5年度 狛江市市民公益活動事業補助事業

[補助事業の進捗状況の報告]

事業実施が予定より遅れそうな場合や、内容が大幅に変更となる場合（※1）、事業の実施が困難となった場合（※2）は早急に政策室までご連絡ください。

※補助金の支出にあたっては、次ページの「領収証の注意事項」をご確認の上、支出してください。

（※1）事業内容の変更

交付決定した事業内容に変更があった場合は「市民公益活動事業補助金変更承認申請書（様式第6号の2）」をご提出ください。

ただし、変更内容が軽微なときは提出不要となりますので、変更があった際は事前に政策室にご相談ください。

（※2）補助事業の辞退

交付決定した事業を辞退する場合は「市民公益活動事業補助金交付辞退届（様式第6号の4）」をご提出ください。

交付後に、補助事業が中止となった場合、原則として全額返還していただきます。

5.事業終了後の手順

[事業報告書の提出]

交付を受けた団体は、事業終了後1か月以内または令和6年4月15日(月)までのいずれか早い日までに政策室へ以下の書類をご提出ください。

○提出書類

①事業報告書（様式第7号）

※別途、事業の成果（開催日・内容・参加人数等）や様子（画像）をまとめた資料（任意様式）をご提出ください。

②収支決算書（様式第8号）

③パンフレット・チラシ等（作成した場合）

④補助金を使用した経費の領収証の写し

※支払者・受領者・支出内容等が確認できること。

※事業報告書の提出期限は厳守してください。また、事業は必ず年度内（3月末日まで）に終了させてください。

※事業報告書の「事業実施内容」・「事業の成果」記入欄に記載しきれない場合、必要に応じて別紙を添付してください。事業報告は詳細に記入してください。

[領収証の注意事項]

領収証は以下の内容を全て満たしたものをご提出ください。

①日付

領収証の日付が事業期間内であること。

＜事業期間内とは＞

交付決定日（決定通知書の日付）～事業完了日（最後の精算が終わった日）

②宛名

宛名が正確な申請団体名であること。

③但し書き

何を購入したか具体的に記入されていること。

金額及び支出内容が分かる但し書き（単価×数量）が記載されていること。

※領収証に但し書き（単価×数量）が記載しきれない場合は、「〇〇一式」「〇〇用品」と記載し、別紙でレシート、納品書、請求書等で内訳がわかるものの写しを添付のこと。お品代は不可。

④発行元

領収証発行元が明記されていること。

⑤講師謝礼

講師等に謝礼を支払った場合は領収証に住所・氏名・印鑑（または署名）があること。

⑥交通費

使用交通機関を明記して経路の分かるように領収証を作成すること。

⑦その他

- ◆原則、レシート・納品書・計算書は領収証としては認められません。
- ◆ポイントが発生するクレジットカード等を利用して購入した場合、ポイントを差し引いた金額を助成対象経費とみなします。
クレジットカード等で購入したことがわかるポイント数が明示された領収証等を必ず添付してください。
- ◆インターネットで購入する場合、上記の内容を満たした領収証が発行できること、請求書等の内訳が分かるものを発行できるか事前に購入先へ確認してからご利用ください。
- ◆事業対象外の経費として報告書に記載する場合も必ず領収証を添付してください。
- ◆領収証に不備がある場合、その経費が事業対象外となることがあります。

[領収証貼付台紙 記入例]

【任意様式】

領収証貼付台紙 (1 / ページ)

注意

- ①領収証を貼付してください。(レシート不可)
- ②収支決算書と同じ領収証番号を記入してください。
- ③宛名(申請団体名)があるか確認してください。
- ④但し書きが具体的に記載されているか確認してください。
(お品代は不可)
- ⑤明細書があるものは、貼付してください。
- ⑥購入日が事業期間内になっているか確認してください。

領収証番号

①～…

①	領収証	○年○月○日
○○○○会 様		
50,000 円		
但し 広報印刷代として (50 円 × 1,000 部)		
(株)○○サービス(印) 住所 狛江市○○ 電話 03-XXXX-XXXX		

①	○年○月○日
(株)○○サービス	
レシート	
印刷代	1,000 部
単価 50 円	
合計 50,000 円 (税込み)	
クレジットカード 50,000 円	
~~~~~ポイント情報~~~~~	
会員番号	○○○○
今回ポイント	250P
累計ポイント	1,000P

【ポイントが発生するクレジットカード等を利用して購入した場合】  
今回ついたポイント数が明記されており、かつ、クレジットカードで購入したことがわかる書類を添付してください。

領収書が重ならないように、添付してください。  
それぞれ領収書等に領収書番号を記入してください。

## [補助金額の確定]

事業報告に基づいて交付するべき補助金額を確定し、補助金確定通知書を団体に通知します。

※補助対象事業の成果はホームページ等で公表します。

### <事業収入が発生した場合>

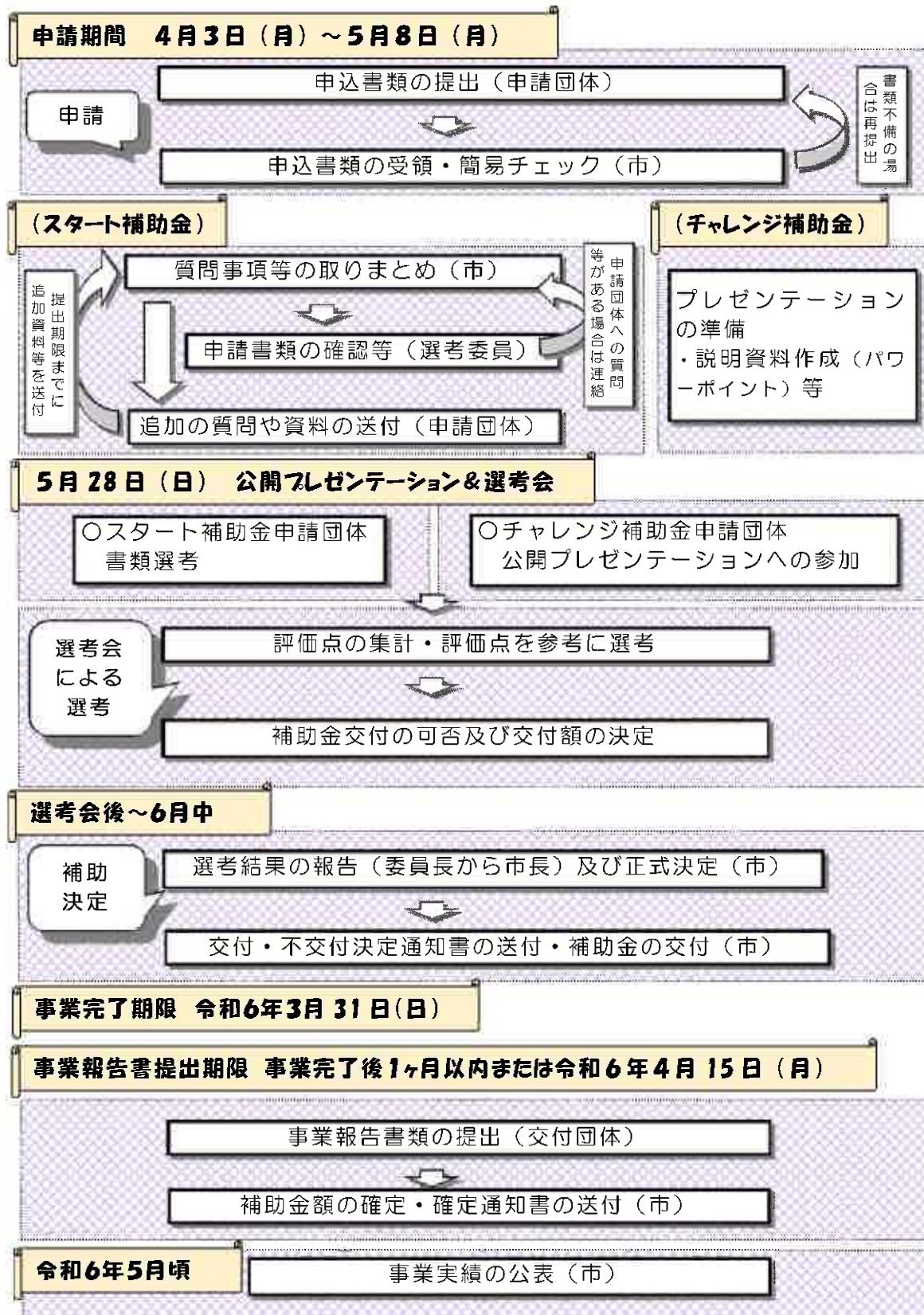
事業の中で収入が発生した場合、事業の支出額を補助金よりも先に収入額から差し引き、その差額に対して補助金(補助対象経費)を使用することになります。

### <返還>

補助金は単年度で完結する事業への補助金であるため、繰越はできません。

「補助金が余った」等、既に交付した補助金の精算が必要となった場合、補助金確定通知書とともに納付書を団体へ送付しますので、金融機関で返還手続きを行ってください。

## 6. 申請から事業報告までの流れ



様式第1号（第8条関係）

## 市民公益活動事業補助金（スタート補助金）申請書

令和〇年〇月〇日

狛江市長あて

申請者 所在地 狛江市和泉本町〇-〇-〇  
団体名 狛江観光ガイドクラブ  
代表者氏名 狛江 太郎

令和5年度市民公益活動事業（スタート補助金）の交付を次のとおり申請します。

記

1 事業名称 狛江市観光ガイド養成講座

2 事業費総額 100,000 円

3 交付希望額 50,000 円

### 添付書類

- ① 団体概要書（様式第2号）
- ② 事業計画書（様式第3号）
- ③ 団体及び補助申請事業の收支予算書（任意様式）
- ④ 団体の定款、会則等（任意様式）
- ⑤ 団体構成員名簿（任意様式）
- ⑥ その他必要と認める書類

## 様式第2号（第8条関係）

## 団体概要書

フリガナ	コマエカンコウガイドクラブ			
団体名	狛江観光ガイドクラブ			
フリガナ	コマエ タロウ			
代表者名	狛江 太郎			
所在地 (事務所等)	住所	(〒201-0003) 東京都狛江市和泉本町〇一〇一〇		
	電話	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	e-mail	komae-〇〇@〇〇.jp
	FAX	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	HP	<a href="http://〇〇〇〇.jp">http://〇〇〇〇.jp</a>
連絡担当者	フリガナ	コマエ ハナコ	電話	(自宅) 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名	狛江 花子		(携帯) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	住所	(〒201-0003) 東京都狛江市和泉本町〇一〇一〇		
e-mail	komae-〇〇@〇〇.jp			
設立年月日	平成30年4月1日			
設立目的	狛江市の歴史や景勝地などについて、豊富な知識を持つガイドが引率し、参加者を募って街歩きツアーを行うことによって、狛江市の魅力を市内外にPRし、地域の活性化及び市民の郷土愛を育むことを目的として設立した。			
<p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">事業規模が分かる様、 詳細にご記入ください。</p>				
主な活動内容 ・活動実績	○主な活動内容 ・年3回程度、毎回テーマを変えて街歩きツアーを開催している (参加者平均10人/回)。 ・年度末に活動報告会を一般公開で行っている。			
	○前年度の活動実績(〇〇年度) ・4月～12月にかけて街歩きツアーを計3回開催(参加者計30人) ・3月15日 活動報告会開催(一般参加30人)			
主な活動地域	狛江市内	直近事業年度決算額 (支出総額)令和3年度	250,000 円	
会員数	20 人 (うち市内 15 人)	会費等	無・有(年額・月額) 1,000 円	

様式第3号（第8条関係）

## 事業計画書（1－1）

1 事業名称	狛江市観光ガイド養成講座
2 事業の目的（事業を実施する前提となった問題点、社会背景、期待される効果等を交え、具体的に記入してください。）	<p>現在、毎年3回程度、街歩きツアーを行っているが、今後は規模を広げて毎月1回程度開催したいと考えている。しかし、ツアーの準備にあたっては資料の作成や広報活動など、様々な事務処理が必要であり、現在の人数ではこれ以上の事業拡大は不可能である。</p> <p>そのため、最低5人程度の補充を行い、街歩きツアーを毎月1回程度開催し、より多くの方に狛江市を知ってもらうため、ガイドの養成講座を開催する。</p>
3 事業の内容	<p>① 実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・講座は市内の公民館や地域センターで実施</li><li>・街歩きは多摩川などの景勝地や市内の史跡を中心に市内全域で活動</li></ul> <p>② 対象者</p> <p>狛江市民及び狛江市に関心のある方</p> <p>③ 告知方法</p> <p>ポスターの掲示・チラシの配布・団体ホームページ・SNS等により行う。</p> <p>① 具体的内容／事業実施体制</p> <p>「狛江市観光ガイド養成講座」（毎月1回土曜日：毎回交代で会員3名が対応）</p> <p>翌年からガイドとして活躍できる人材の育成をめざし、狛江市の観光ガイドを行うにあたり必要な知識の修得を目的とした講座を全6回開催する。</p> <p>前半の3回は他自治体の観光ガイドの事例や、案内中の注意点等について、他自治体で観光ガイドを務めている方を講師として招き実施する。</p> <p>後半の3回は、大学講師等の専門家による狛江市の歴史や自然などの講座を開催する。また、座学のみでなく適宜街歩き等も実施する。</p>

## 事業計画書（1－2）

## 4 事業実施スケジュール

- 6月下旬 : 案内チラシ配布、ポスター掲示  
 8月上旬 : 第1回養成講座開催  
 9月上旬 : 第2回養成講座開催  
 10月上旬 : 第3回養成講座開催  
 11月上旬 : 第4回養成講座開催  
 12月上旬 : 第5回養成講座開催  
 1月上旬 : 第6回養成講座開催

## 5 事業の自己PR

※実施事業について、どういう点が優れているかなどを項目ごとにわかりやすく記入してください。

1 先駆的であり、将来性のある事業であるかどうか。

1 狛江市の魅力を伝えることに特化したガイドを養成することで、狛江の魅力を伝え続けることができる市民の裾野を広げ、将来に渡って市内外に狛江をアピールすることが可能となる。

2 市民のニーズや地域性に適合した特徴のある事業であるかどうか。

2 狛江の歴史や景勝地など魅力溢れる場所を紹介するガイドを養成することで、市内各地域の活性化を図ることができる。また、転入者だけでなく長く狛江に住んでいる市民にとっても地域の中で新しい魅力を発見する機会となる。

3 事業計画及び収支予算に現実性があり、自己資金確保に努めるなど、自助努力の工夫がなされているかどうか。

3 全6回の養成講座は狛江市の観光ガイドを行うにあたり必要な知識を修得するのに妥当な回数である。また、広告料や会費を収入として見込んでおり、自己資金確保に努めている。

4 事業の実施により相当の効果が期待できるかどうか。

4 すでに他自治体で観光ガイドを務めている方や、歴史・自然等の専門家を講師として招くことで広範な知識の修得が期待できる。また、座学だけでなく適宜街歩きをプログラムに組み込むことにより実践的に学ぶことができる。

5 事業を行う団体が、将来自立して活動できる可能性が期待できるかどうか。

5 この養成講座により団体の人員を拡充することで、街歩きツアーを毎月1回程度開催するなど事業を拡大させていくことができる。これにより観光ガイドに対する市内全体の認識が高まりさらなる会員増が期待できる。

※前年度からの継続事業で申請する場合は、別紙（任意様式）で以下を添付してください。

6. 前年度の補助事業が適切・効果的に実施され、当初の目的が達成できているかどうか。
7. 前年度の事業を踏まえ、新しい事業展開がみられるかどうか。

## チャレンジ補助金

様式第4号（第8条関係）

令和〇年〇月〇日

狛江市長 標

団体名 ○○○○会

代表者名 狛江 太郎

## 市民公益活動事業補助金（チャレンジ補助金）申請書（令和5年度）

事業名称	市民団体の活動を応援する講演会・討論会						1万円単位 で記入
実施時期（予定）	令和5年7月1日～令和5年12月12日						
交付要望額	1	5	0	0	0	0	円
事業内容	市民団体相互の交流および市民と団体との交流を深め、市民団体の活動を活性化させるため「市民団体の活動を応援する講演会・討論会」を開催する。 「新しい時代の団体活動」について、計3回に渡り複数の市民団体の代表が討論を行い、参加者と共に考える。第1回と第3回では講師に○○先生をお招きし講演会も併せて開催する。 各回終了後には交流会を開催し、団体同士の情報交換や交流の場を提供。活動の支援、向上を図る。						
別紙添付不可。 必ず記入のこと							

## 申込団体概要

団体名	○○○○会						
代表者名	狛江 太郎						
所在地 (事務所等)	住所	(〒201-8585) 狛江市 和泉本町 1-1-5					
連絡担当者	電話	03-3430-1111	e-Mail	commkk01@city.komae.lg.jp			
	FAX	03-3430-6870	IP	<a href="https://www.city.komae.tokyo.jp/">https://www.city.komae.tokyo.jp/</a>			
会員数	氏名	狛江 太郎		電話	(自宅) 03-3430-1111 (携帯) 090-0000-0000		
	住所	(〒201-8585) 狛江市 和泉本町 1-1-5		e-Mail	commkk01@city.komae.lg.jp IP <a href="https://www.city.komae.tokyo.jp/">https://www.city.komae.tokyo.jp/</a>		
主な活動地域	狛江市内		直近事業年度決算額 (支出総額) 令和4年度	5,000,000 円			
主な活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(月1回)</li> <li>・市民団体の活動を応援する講演会（年3回）</li> <li>・市民団体の活動を応援する講演会（年2回）</li> <li>・市民団体活動情報誌の発行（年2回発行）</li> </ul> <p>記入しきれない場合は、 別紙（任意様式）に記入</p>						

【任意様式】

## 令和5年度狛江市市民公益活動事業補助金

## &lt;申請事業収支予算書&gt;

団体名	○○○○会
事業名	市民団体の活動を応援する講演会・討論会

## &lt;収入の部&gt;

項目	金額	内 容
市民公益活動事業補助金	150,000 円	
広告料	20,000 円	5,000円×4件
講演会受講料	50,000 円	単価500円×100人
寄付	10,000 円	
合 計	230,000 円	

## &lt;支出の部&gt;

項目	金額	内 容
消耗品費	60,000 円	事務用品（色上質紙・印刷用インク等）
印刷代	110,000 円	冊子・ポスター・チラシ印刷
講師謝礼	40,000 円	講座20,000円×2回
通信費	5,000 円	ハガキ・切手代
事業保険料	5,000 円	行事保険
会場使用料	10,000 円	施設使用料 500円×20回
合 計	230,000 円	

## &lt;その他必要書類&gt;

- 団体の令和5年度収支予算書（任意様式）
- 団体の定款または会則等（任意様式）
- 団体構成員名簿（任意様式）
- その他参考となる資料（NPO 法人の場合は貸借対照表）  
※事業を PR する資料を添付

**スタート補助金** **チャレンジ補助金**

様式第7号（第12条関係）

日付は未記入で  
お願いします。

年 月 日

泊江市長 あて

団体住所 真江市和泉本町1-1-5

団体名 ○○○会

代表者名 真江 太郎

印

## 市民公益活動事業報告書

令和5年度市民公益活動事業補助金交付対象事業が終了しましたので、真江市市民公益活動事業補助金交付要綱（平成16年要綱第51号）第12条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

事業名称	市民団体の活動を応援する講演会・討論会
補助金の種類	スタート補助金・チャレンジ補助金
事業実施年月日	令和5年7月1日～令和5年12月12日
事業実施場所	○○公民館、市民センター
事業実施内容	「新しい時代の団体活動」について、というテーマで市民団体相互の交流及び市民と団体との交流を深めることができた。また、市民団体の活動を活性化させるため「市民団体の活動を応援する討論会」や講演会を開催した。
事業の成果	複数の市民団体の代表が討論を行い、参加者と共に考える機会を持つことができた。終了後には交流会を開催し、団体の活動紹介等を行った。また、○○先生による講演会を開催し、各団体にとって貴重な学びの場となった。

- この報告書に記載しきれない場合は、別紙で記載してください。
- パンフレット・チラシ等を作成した場合は、添付資料として提出して下さい。
- 上記の他、必要に応じ資料提出をお願いする場合があります。

受付印

**スタート補助金 チャレンジ補助金**

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

団体名	CCCC会					
事業名 称	市民団体の活動を応援する講演会・討論会					
補助金交付決定額及びその精算額						
① 交付額	1	5	0	0	0	円
② 交付確定額	1	5	0	0	0	円

選考会にて交付決定し、交付申請した金額を記載して下さい。

市民公益活動事業補助金申請書に記載した団体名と事業名称を記載して下さい。

この金額が①交付額よりも少なくなった場合は差額を返還していただくことになります。

※②交付確定額は、下の表のE■の金額と①交付額のいずれか少ない方の額

補助対象経費 A	補助対象経費 B	収入額 C	△ - C	補助対象経費 確定 E
2,000	228,000	80,000	-78,000	150,000

※EについてはDがマイナスの場合B+D、プラスの場合Bの数字を記入

**収支決算書**

この事業に伴い発生した収入を記載して下さい。

(例) 入場料・講座受講料資料代等

【収入】		内 容		領收證番号
項目	決算額 円	内 容	内 容	
この事業による収入				
広告料	20,000	5,000円×4件		
講演会受講料	50,000	500円×100人		
寄付	10,000			
①小計(上記A欄～)	80,000			
上記の他、この事業に 発生した収入		事業に伴わない収入を記載して下さい。		
柏江市市民公益活動事業補助金	150,000	柏江市市民公益活動事業補助金や団体からの持ち出しがこちらに記載となります。		
②小計	150,000			
収入合計(①+②)	230,000	収入合計は支出合計と一致させてください。		

【支出】		内 容		領收證番号
項目	決算額 円	内 容	内 容	
補助対象経費				
消耗品費	60,000	事務用品(色上質紙・印刷用インク等)		
印刷代	108,000	冊子・ポスター・チラシ印刷		
講師謝礼	40,000	講座20,000円×2回		
通信費	5,000	ハガキ・切手代		
事業保険料	5,000	行事保険		
会場使用料	10,000	施設使用料 500円×20回	領收証に番号を振り、対応する番号を項目ごとに記入してください。	
この事業に伴い発生した支出 の中で補助対象経費となるも のを記載して下さい。				
①小計(上記A欄～)	228,000			
補助対象外経費				
講師謝事代	2,000	弁当代1,000円×2回		
事業に伴い発生した支出の中 で補助対象外経費(飲食等)となるもの を記載して下さい。				
②小計(上記B欄～)	2,000			
支出合計(①+②)	230,000	支出合計は収入合計と 一致させてください。		



# こまえくぼ 1234

(狛江市市民活動支援センター)

『こまえくぼ 1234』は、市民の皆さん的生活をより良くするために、  
地域活動へ取り組みたいと考えている個人や団体の方を支援しています。  
お気軽にご来館ください。

- ・趣味や特技を活かしたい！
- ・空いている時間を使って地域活動に参加したい！
- ・お手伝いしてくれる人を探したい！
- ・自分たちの活動を紹介したい！輪を広げたい！

例えば  
こんなご相談！

## ○センターの利用について

開館時間 10:00～17:00（火曜日定休日、祝日および12/29～1/3は休館）

- ・フリースペース（ちょっとしたミーティング、作業などに自由に使えます）
- ・公衆無線 LAN (Wi-Fi)、コピー機、印刷機
- ・情報コーナー（狛江市を中心に、ボランティアや市民活動に関する情報誌やイベント、助成金などの情報を揃えています）

その他、講座や研修、団体交流など、様々な事業を行っています。

## こまえくぼ 1234 狛江市市民活動センター

### 【指定管理者】

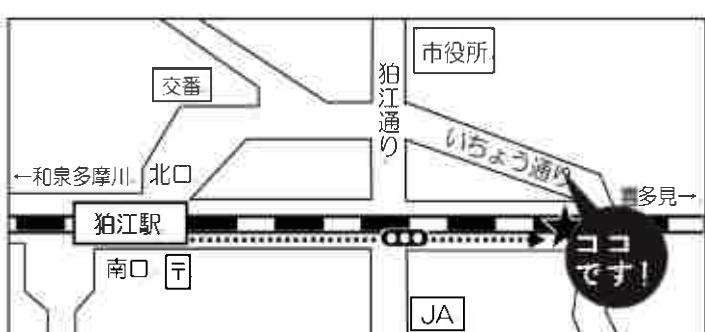
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会

〒201-0003 狛江市和泉本町 1-2-34

T E L 03-5761-5556

F A X 03-5761-5033

メール info@vc.komae.org



小田急線狛江駅南口より徒歩 5 分

小田急線沿い高架下（緑の旗が目印です）